

平成 29 年度医師意見書研修実施要領

1 目的

障害者総合支援法第 21 条第 1 項に基づき各市町村が行う障害支援区分認定が客観的かつ公平・公正に行われるよう、各郡市医師会で医師意見書の作成に当たって指導的立場にある医師、神奈川県内で医師意見書を作成する医師（予定者を含む。）等に対する研修を実施します。

2 内容

- (1) 障害支援区分認定に関する基本的考え方
- (2) 障害支援区分認定における医師意見書の役割
- (3) 医師意見書の具体的記載方法等

3 日程及び会場

- (1) 日程
平成 30 年 3 月 22 日（木）14:00～16:30
- (2) 場所
万国橋会議センター 401・402 号室
（横浜市中区海岸通 4 - 23）

4 研修カリキュラム

| 内容 | 講師 |
|----------------------|----------|
| 障害支援区分認定に関する基本的考え方 | 県障害福祉課職員 |
| 障害支援区分認定における医師意見書の役割 | |
| 医師意見書の具体的記載方法 | 外部講師 |
| 計 2 時間程度 | |

5 研修の対象者

- (1) 各郡市医師会で医師意見書の作成に当たって指導的立場にある医師
- (2) 神奈川県内で医師意見書を作成する医師（予定者を含む。）
- (3) 上記のほか、市町村が特に必要と認める者

6 定員

100 名

7 申込方法

受講希望者は、平成 30 年 3 月 19 日（月）までに、研修名、所属医療機関名、氏名、電話番号を記載の上、ファクシミリにより送付してください。

8 経費

本研修の受講に当たり費用の負担はありません。

9 その他

研修の受講に当たって、手話通訳、点字教材、身体障害者用駐車場等を必要とする場合は、その旨を事前にお知らせください。

来場の際は、原則として公共交通機関を利用してください。

10 申込先及び問合せ先

〒231 - 8588

横浜市中区日本大通1

神奈川県保健福祉局福祉部障害福祉課

事業支援グループ(担当 浅田)

電話 045 - 210 - 4717

ファクシミリ 045 - 201 - 2051

【会場案内図】

万国橋会議センター

(横浜市中区海岸通4 - 23)

アクセス

* みなとみらい線「馬車道」駅
6番出口から徒歩4分

* 横浜市営地下鉄「桜木町」駅
から徒歩10分

